

平成17年6月22日

独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター

ダイオキシン類測定方法に係る日本工業規格改正  
に対する特定計量証明事業者の対応について

拝啓、時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素より計量行政に多大なご尽力を賜りまして誠にありがとうございます。

このたび、ダイオキシン類の測定方法に係る「JIS K 0311 排ガス中のダイオキシン類の測定方法」及び「JIS K 0312 工業用水・工場排水中のダイオキシン類の測定方法」が6月20日付けで改正（以下、新JISという。）されました。

新JISが社会に迅速、かつ、円滑に活用されることを勘案し、特定計量証明事業者におかれましては、新JISに従ったシステムへの変更を遅くとも平成18年3月末までに完了して頂くこととします。

このような状況において、認定機関としてMLAPの審査等については、以下のとおり行いますのでご連絡致します。

審査に要する期間を考慮して、平成17年12月以降の認定の更新または認定の申請をする場合は、新JISに対応したシステムに基づき申請をすることとする。  
平成18年4月以降は、新JISを認定対象の計量の方法とする。  
改正前のJISで既に認定の更新又は認定を受けた事業者は、平成18年3月末までに新JISに従ったシステムに変更し、法律に従って変更届けを認定機関に提出することとする。

敬具

（問い合わせ先）

独立行政法人 製品評価技術基盤機構  
認定センター 特定計量証明事業者認定業務室（MLAP 室）  
電話番号：03 - 3481 - 1633  
FAX：03 - 3481 - 1937